

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年12月3日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象部課等 企画部
総合政策課、市民活動推進課、情報政策課(情報プラザを含む。)
中心市街地活性化対策室、男女共同参画推進室
- 2 監査期間 平成20年10月17日から同年12月3日まで
- 3 監査対象範囲 平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成20年9月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成20年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。